変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、銀行業における景品類の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び銀行間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、銀行業における景品類の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって銀行業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この規約において「銀行業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第１項、信託業法（平成16年法律第154号）第２条第１項及び第８項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第６条第１項及び第２項、第８条並びに第９条第１項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第１項及び第２項その他規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める事業をいう。	**第２条**　この規約において「銀行業」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第１項、信託業法（平成16年法律第154号）第２条第１項、第８項及び第10項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第６条第１項及び第２項、第８条並びに第９条第１項並びに農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第１項及び第２項その他規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める事業をいう。
２・３　（略）	２・３　（略）
（公正取引協議会）	（公正取引協議会）
第４条　（略）	**第４条**　（略）
２　公正取引協議会は、この規約に参加する銀行をもって構成する。	２　公正取引協議会は、この規約に参加する銀行をもつて構成する。
３　公正取引協議会は、次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。 ⑶　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 ⑷　この規約の規定に違反する銀行に対する措置に関すること。 ⑸　不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 ⑹　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑺　その他この規約の施行に関すること。	３　（同左） ⑴　この規約の周知徹底に関すること ⑵　この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること ⑶　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること ⑷　この規約の規定に違反する銀行に対する措置に関すること ⑸　不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること ⑹　関係官公庁との連絡に関すること ⑺　その他この規約の施行に関すること
（違反に対する調査）	（違反に対する調査）
第５条　（略）	**第５条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない銀行に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わない者に対しては、除名処分することができる。	３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない銀行に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わない者に対しては、除名処分することができる。
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第６条　公正取引協議会は、第３条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った銀行に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。	**第６条**　公正取引協議会は、第３条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた銀行に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。
２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた銀行がこれに従っていないと認めるときは、当該銀行に対し除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた銀行がこれに従つていないと認めるときは、当該銀行に対し除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、又は除名処分をしたときは、その旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により警告し、又は除名処分をしたときは、その旨を文書をもつて公正取引委員会に報告するものとする。
（違反に対する決定）	（違反に対する決定）
第７条　（略）	**第７条**　（略）
２　前項の銀行は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。	２　前項の銀行は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。
３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該銀行に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。	３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該銀行に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
４　公正取引協議会は、第２項に規定する異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	４　公正取引協議会は、第２項に規定する異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。
（規則の制定）	（規則の制定）
第８条　（略）	**第８条**　（略）
２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

改　訂

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十　銀行業における表示に関する公正競争規約（平成五年公正取引委員会告示第十二号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。